

菊池市競争入札参加資格有資格者の指名停止措置について

1 指名停止を受けた業者

商号 ニチレキ株式会社

代表者 小幡 学

所在地 東京都千代田区九段北4-3-29

2 指名停止措置の期間

令和元年7月8日から令和元年10月7日まで（3月）

3 事実の概要

ニチレキ株式会社は、道路等舗装向けの改質アスファルトの販売において価格カルテルを結び、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年6月20日付けで公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた（課徴金減免制度の適用あり）。

4 指名停止措置の理由

「菊池市競争入札参加資格者指名停止等措置要領」別表第2第5号に掲げる措置要件に該当するため。

《指名停止等の措置要領 別表第2第5号》

措置要件	期間
5 次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から
(1) 市内における業務に関する違反行為	12月以上24月以内
(2) (1)以外の業務に関する違反行為	6月以上12月以内

＜問合せ先＞菊池市役所総務部契約検査課入札契約係
電話：0968-25-2016